

# 山梨県公報

第一千六百六十六号

平成二十三年

九月十二日

月 曜 日

## 目次

道路の供用開始……………六四五

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六四五  
指定予定保安林の所在不分明通知(四件)……………六四五  
土地改良区連合役員の就任……………六四七  
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)……………六四七

## 告示

山梨県告示第三百八十号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十月三日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十三年九月十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	山梨笛吹線	笛吹市一宮町金田字是閑田町一 二九七番の一〇地先から 笛吹市一宮町金田字是閑田町一 二九八番の一〇地先まで	一六・〇	平成二十三年九月十二日

## 公告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年九月十二日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十三年八月三十一日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
1 名称 特定非営利活動法人山梨タルク  
2 代表者の氏名 内田幸雄  
3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市伊勢四丁目二十一番一号 清水ビル  
4 定款に記載された目的  
この法人は、薬物依存症や他の依存症で苦しんでいる人たちに対して、回復したという意志を基に、回復のためのプログラムを提供し、回復の手助けをする。そして、依存症者が、自分の望む場所で自立的に生活し、自分の望む社会的役割を担うことができるように支援活動を行うことで、社会貢献に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年九月一日から同年十月三十一日まで

### ● 指定予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十三年九月十二日

山梨県知事 横内正明

一 指定予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定予定保安林の所在場所	通知の相手方
山梨市牧丘町倉科字丸山六九九二の一、七〇〇四	藤原茂樹

- 二 指定の目的  
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 指定予定保安林の告示

平成二十三年八月二十九日山梨県告示第三百四十五号

● 指定予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十三年九月十二日

一 指定予定保安林の所在場所及び通知の相手方

山梨県知事 横 内 正 明

指定予定保安林の所在場所	通知の相手方
山梨市三富士釜口字上之山一〇一六の二、一〇一六の三	廣瀬龍護

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 指定予定保安林の告示

平成二十三年八月二十九日山梨県告示第三百四十六号

● 指定予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十三年九月十二日

一 指定予定保安林の所在場所及び通知の相手方

山梨県知事 横 内 正 明

指定予定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市笹子町黒野田字穴沢九八七、九九五	天野忍

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字穴沢九九五（次の図に示す部分に限る。）、九八七
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 指定予定保安林の告示

平成二十三年八月二十九日山梨県告示第三百五十号

● 指定予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年九月十二日

一 指定予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町大城字中の山一六二六（次の図に示す部分に限る。）	望月主男

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 指定予定保安林の告示

平成二十三年九月一日山梨県告示第三百六十九号

● 土地改良区連合役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成二十三年九月十二日

一 就任

山梨県知事 横 内 正 明	就任年月日
役職名 氏 名	住 所
理事 中込 博文	南アルプス市西野二六三三番地
	平成二十三年八月二十四日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年八月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 株式会社吉野土建
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津九百八十一番地
- 3 代表者の氏名 吉野保美
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第一四一四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年七月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年八月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 株式会社三建ハウス
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市太田町九番二号
- 3 破産管財人の氏名 清水毅

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一九)第四六五三号
- 四 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業並びに建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年七月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年八月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 今村防水
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市中下条五百三十八番地三
  - 3 代表者の氏名 今村剛
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第九五三八号
- 四 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年七月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年八月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 小澤工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市清哲町青木千四百十二番地
  - 3 代表者の氏名 小澤貴人

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第一〇一号
- 四 処分の内容 管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年八月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年八月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 山梨相互工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原三千七番地
  - 3 代表者の氏名 田野倉博義
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一八)第二二六三号
- 四 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年七月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年八月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 千代田工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上帯那町二百九十三番地一
  - 3 破産管財人の氏名 清水毅
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第三二一〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年八月四日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十三年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年八月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社山市成工
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市美咲二丁目十四番八号
  - 3 代表者の氏名 遠藤順彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一八）第八八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年八月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十三年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年八月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 源工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町最勝寺千百九十番地
  - 3 代表者の氏名 仙洞田編枝
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一八）第三八九二号
- 四 処分の内容 土木工事業及び建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年八月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十三年九月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年八月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社七保
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市向町二百九十六番地
  - 3 代表者の氏名 天野公夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第五〇三七号
- 四 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年八月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番